**浄化槽設置事業費補助金交付申請フロー**

**申請者・・・・浄化槽工事業者の決定**

まずは工事を依頼する業者を決定してください。

県内の浄化槽工事業者は「（一社）静岡県浄化槽協会」HPからご確認いただけます。

※複数の浄化槽工事業者から見積りを取り、比較・検討してすることをお勧めします。

**申請者・・・・浄化槽設置届出書**の提出

**補助金を申請する11日前までに**廃棄物対策課に提出してください。

提出の際には、配管図等の添付が必要ですので、浄化槽工事業者にご相談ください。

**申請者・・・・浄化槽設置事業費補助申込書**の提出

　　　　　　　必ず本人（または身内）が提出してください。（免許証等身分を証明するものを持参）

①補助金の対象となるか、②設置する浄化槽の人槽、③予定工事期間、④浄化槽工事

業者名を確認の上、申込みをお願いします。

※提出の際には、廃棄物対策課の受付印が押印された浄化槽設置届出書の写しと水回りのわかる図面を必ず添付してください。

**各区役所・・・・申込書の審査**

**地域総務課**　　　・対象の建物か　・対象区域か　・工事種別は　・人槽は

**(蒲原支所)**　　　※申請者が事業者の場合は、課税区分にチェックをお願いします。

**廃棄物対策課・・・申込書の審査、連絡**

補助金の対象となるかを審査し、概ね１週間以内に申請者へ連絡します。

※直接、廃棄物対策課へ申込書を提出された場合は、その場で回答します。

**申請者・・・・補助金交付申請書**（様式第１号）の提出（工事着工予定日の14日前まで）

添付書類（浄化槽設置事業費補助金交付申請書類一覧表のとおり）

※１ 書類の提出に当たっては、浄化槽設置事業費補助金交付申請書類一覧表でチェッ

クを行い、補助金交付申請書類と一緒にお持ちください。

※２ 浄化槽設置届出書提出時と浄化槽本体の種類や人槽が変更になるときは、補助金

交付申請書を提出する11日前までに浄化槽変更届出書を提出してください。

**廃棄物対策課・・・補助金交付申請書の内容審査、現地調査**（事前確認）

**暴力団排除に関する警察への照会（※３週間以上かかる場合があります。）**

 内容審査（暴力団排除に関する照会を含む）、現地調査において不備等がなければ、

**補助金交付決定通知書**の発送

※**交付決定前に着工した場合**は、事前着工となり**補助金を受けられなくなります**。

※補助金交付申請書の提出後に（事業完了予定年月日等）に変更が生ずる場合は、

**変更前に**必ず浄化槽設置事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第３号）を

提出してください。

**申請者・・・・工事着手 ～ 工事完了**（宅内配管工事まで完了すること）

**実績報告書**（様式第５号）の提出

添付書類（浄化槽設置事業費補助金交付申請書類一覧表のとおり）

※工事完了後30日以内又は２月20日のうちどちらか早い日までに提出してください。

※実績報告書が**期日までに提出されない場合**は、**補助金を受けられなくなります**。

**廃棄物対策課・・・現地調査**（完了検査）

　　　　　　　　　　排水の流れを確認するため、**申請者の立会いが必要**となります。

調査において不備等がなければ、**補助金交付確定通知書**の発送

**申請者・・・・補助金交付請求書**（様式第９号）の提出

**廃棄物対策課・・・補助金の支払い**

※支払い時期は、現地調査から約１ヵ月半後となります。

**～補助金申請においては、各段階で施工業者等と緊密に連絡・調整し、手続等の遺漏がないようにご注意ください～**

**【補助金手続きのスケジュール例】**

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 |
|  | １ | ２ | ３ | ４ | ５浄化槽設置届受付 | ６申込書提出 |
| ７ | ８ | ９ | 10浄化槽設置届審査期間（10日） | 11 | 12設置届受付後以降に補助金申込書を提出できます。 | 13 |
| 14 | 15 | 16補助金交付申請書提出 | 17 | 18 | 19 | 20 |
| 21 | 22 | 23設置届の審査期間を経過し、かつ、申込書を提出済みの場合は、申請書を提出できます。 | 24 | 25 | 26 | 27 |
| 28 | 29 | 30 |  |

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 |
| 暴力団排除に関する警察への照会期間（回答は概ね２週間程度ですが、３週間以上かかる場合があります。） | １ | ２ | ３ | ４ |
| ５ | ６ | ７ | ８工事開始 | ９警察から排除対象ではないことの回答があったのちに、補助金交付決定通知書を送付します。この通知の日以降に工事に着手できます。（警察から回答があった日に工事業者に連絡をします。） | 10 | 11 |
| 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 |
| 19 | 20 | 21 | 22　工事完了 | 23 | 24 | 25 |
| 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 |  |

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 |
| 実績報告書の提出期限は、「補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日＝工事完了日から30日後」です。 | １ |
| ２ | ３ | ４ | ５ | ６ | ７ | ８ |
| ９実績報告書には、浄化槽の保守点検と清掃の契約書の写しが必要ですので、使用開始後は、速やかに保守点検業者・清掃業者と契約してください。 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 |
| 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21実績報告書提出期限 | 22 |
| 23 | 24 | 25実績報告書を受付後、書類審査と完了検査を実施し、問題がなければ、補助金交付確定通知書と請求書（例）を送付します。補助金の支払日は、請求書を受領後、概ね１か月後程度です。 | 26 | 27 | 28 | 29 |
| 30 |  |